

新得発電所建設計画

環境影響評価方法書についての

意見の概要と当社の見解

平成28年4月

北海道電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公 告 の 日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦 覧 場 所	1
(4) 縦 覧 期 間	2
(5) 縦 覧 者 数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 開催日時	3
(2) 開催場所	3
(3) 来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの 意見の概要とこれに対する当社の見解	25

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成28年2月10日（水）

(2) 公告の方法

① 平成28年2月10日（水）付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1 参照]

- ・北海道新聞（朝刊33面、根釧帯勝版）
- ・十勝毎日新聞（夕刊3面）

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・自治体の広報誌（広報しんとく（平成28年2月15日号）へ折り込み記事を掲載した。

[別紙2 参照]

- ・平成28年2月9日にプレスリリース及びプレスリリース記事を当社ウェブサイトに掲載するとともに、平成28年2月10日から当社ウェブサイトには方法書の縦覧についての記事を掲載した。

[別紙3、別紙4－1 参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎2箇所、当社事業所2箇所の計4箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・新得町役場（上川郡新得町三条南4丁目26番地）
- ・新得町役場屈足支所（上川郡新得町屈足柏町3丁目）

② 当社事業所

- ・新得営業所（上川郡新得町拓鉄141番地）
- ・帯広支店（帯広市西5条南7丁目2番地1）

③ インターネットの利用

- ・当社ウェブサイトには方法書及び要約書を掲載した。 [別紙4－1 参照]
- ・北海道、新得町のウェブサイトから当社ウェブサイトへリンクすることにより、自治体ウェブサイトから方法書及び要約書が参照可能とされた。

[別紙4－2、4－3 参照]

(4) 縦覧期間

平成28年2月10日(水)から平成28年3月11日(金)までとした。但し、各縦覧場所とも土日祝日を除いた。

縦覧時間は平日の9時から17時までとし、当社事業所及び当社ウェブサイトでは、さらに縦覧期間終了後も平成28年3月25日(金)まで閲覧可能とした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。

(5) 縦覧者数

①縦覧者記録記載者数 2名 [別紙5参照]

(内訳)

・新得町役場	2名
・新得町役場屈足支所	0名
・北海道電力株式会社 新得営業所	0名
・北海道電力株式会社 帯広支店	0名

②当社ウェブサイトへのアクセス数

・縦覧期間中における当社ウェブサイトへのアクセス数は463回であった。
(自治体ウェブサイトを紹介したアクセスを含む)

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告（お知らせ）と同時に行った。

（１）開催日時

平成28年2月24日（水） 18時30分～19時40分

（２）開催場所

新得町公民館（上川郡新得町四条南4丁目）

（３）来場者数

9名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成28年2月10日（水）から平成28年3月25日（金）まで
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

[別紙6-1、6-2 参照]

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出
- ③ 当社ウェブサイト意見受付フォームへの書き込み

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は1通、意見総数は5件であった。

日刊新聞紙に掲載した公告

- 平成 28 年 2 月 10 日（水）掲載
- ・北海道新聞（朝刊 33 面、根釧帯勝版）
 - ・十勝毎日新聞（夕刊 3 面）

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「新得発電所建設計画環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

平成 28 年 2 月 10 日

北海道電力株式会社代表取締役社長 真弓 明彦

【事業書の名称】代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 北海道電力株式会社
代表者 代表取締役社長 真弓 明彦
所在地 北海道札幌市中央区大通東二丁目一番地

【対象事業の名称】種類及び規模
名称 新得発電所建設計画
種類 水力（水踏式）
規模 出力 万三千百キロワット

【対象事業が実施されるべき区域】
北海道十勝郡新得町字トムラウシ及び同郡同町字周足基線 地内

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】
北海道十勝郡新得町

【縦覧場所】
新得町役場 北室十勝新得町三番四丁目六番地
新得町役場 周足支所 北室十勝新得町周足町三番地
北海道電力 新得営業所 北室十勝新得町和歌四番地
北海道電力 帯広支店 北室帯広市西五番七丁目一番地

【縦覧期間】
平成 28 年 2 月 10 日（水）から平成 28 年 3 月 11 日（金）まで、但し、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

なお、北海道電力新得営業所ならびに帯広支店においては、縦覧期間終了後も平成 28 年 3 月 11 日（金）までご覧いただけます。

三、縦覧時間 午前九時から午後五時まで

四、意見の提出
「新得発電所建設計画 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投入くださるか、または書面にて郵送によりお寄せください。

五、意見書の記載事項
氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
意見書の提出の対象である方法書の名称（「新得発電所建設計画環境影響評価方法書」と記載ください）
方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載ください）

六、意見書の提出期限
平成 28 年 3 月 15 日（金）まで（当日消印有効）

七、意見書の提出先
〒〇八六七七 北海道札幌市中央区大通東二丁目一番地
北海道電力株式会社 総務部立地室 火力水力グループ宛

「新得発電所建設計画 環境影響評価方法書」は、北海道電力のホームページにおいて平成 28 年 2 月 10 日（水）から平成 28 年 3 月 15 日（金）までご覧いただけます。

また、「新得発電所建設計画 環境影響評価方法書説明会」を開催いたしますので、次のとおりお知らせいたします。

日時 平成 28 年 2 月 14 日（水）
午後六時三十分から午後八時（予定）

場所 新得町公民館 中ホール
（北海道十勝郡新得町四番四丁目一）

（お問い合わせ先）
北海道電力株式会社 総務部立地室 火力水力グループ
電話 〇二二五 一四三九二

自治体広報誌への掲載

北海道電力からのお知らせです

「新得発電所建設計画 環境影響評価方法書」の縦覧について

北海道電力では、環境影響評価法ならびに電気事業法に基づき「新得発電所建設計画 環境影響評価方法書」を作成いたしましたので、次のとおりお知らせいたします。

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 北海道電力株式会社
代表者 代表取締役社長 真弓 明彦
所在地 北海道札幌市中央区大通東一丁目二番地

対象事業の名称、種類及び規模

名 称 新得発電所建設計画
種 類 水力(水路式)
規 模 出力2万3千百キロワット

対象事業が実施されるべき区域

新得町トムラウシおよび同町字屈足基線 地内

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

新得町

縦 覧

1. 方法書の縦覧

- (1) 縦覧場所
・町役場1階市民課 ・屈足支所 ・北海道電力新得営業所
- (2) 縦覧期間
町役場:3月11日(金)まで
北海道電力新得営業所:3月25日(金)まで
(いずれも土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
- (3) 電子縦覧
当社ホームページにおいて電子縦覧を行っています。
掲載URL http://www.hepco.co.jp/shintoku_assess/index.html

2. 意見の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、当社宛に書面にて意見書をお寄せください。

(1) 意見書の記載事項

- ・氏名および住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称(「新得発電所建設計画 環境影響評価方法書」とご記載ください。)
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めてご記載ください。)

当社ホームページ上でも意見受付を行っています。

意見受付URL

https://www1.hepco.co.jp/cgi-bin/inputform.cgi?id=shintoku_assess

(2) 意見書の提出期限

3月25日(金)まで(当日消印有効)

(3) 意見書の提出先・お問い合わせ先

〒060-8677 札幌市中央区大通東一丁目二番地
北海道電力株式会社 総務部立地室火力・水力グループ
TEL:011-251-4392

3. 方法書の内容

- (第1章)事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(第2章)対象事業の目的及び内容
(第3章)対象事業実施区域及びその周囲の概況
(第4章)対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4. 方法書説明会

方法書説明会を以下のとおり開催いたします。

- (1) 日時 2月24日(水)午後6時30分～午後8時00分(予定)
(2) 場所 新得町公民館 中ホール

ともに輝く明日のために。
Let's go for it.

ほくでん

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ



[よくあるご質問](#)
[お問い合わせ](#)
[サイトマップ](#)

[文字サイズ 標準 拡大](#)
[モバイルサイト](#)
[ENGLISH](#)

[ホーム](#)
[個人のお客さま](#)
[法人のお客さま](#)
[エネルギー・電力設備](#)
[企業・IR情報](#)

[ホーム](#)
[お知らせ](#)
[プレスリリース 2015年度](#)
[新得発電所建設計画に係る環境影響評価方法書の届出・送付および縦覧について](#)

[お知らせ](#)

[プレスリリース 2015年度](#)
[プレスリリース 2014年度](#)
[プレスリリース 2013年度](#)
[プレスリリース 2012年度](#)
[プレスリリース 2011年度](#)
[プレスリリース 2010年度](#)
[プレスリリース 2009年度](#)
[プレスリリース 2008年度](#)
[プレスリリース 2007年度](#)

[ほくてんからのお知らせ](#)


プレスリリース 2015年度

新得発電所建設計画に係る環境影響評価方法書の届出・送付および縦覧について

2016年2月9日

当社は本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、新得発電所建設計画に係る「新得発電所建設計画 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）を経済産業大臣に届け出るとともに、北海道知事および新得町長へ送付しましたので、お知らせいたします。

また、環境影響評価法に基づき、以下のとおり方法書を縦覧いたします。

1. 方法書の縦覧

(1) 縦覧場所

【関係自治体庁舎】 新得町役場、新得町役場屈足支所
【当社事業所】 新得営業所、帯広支店

(2) 縦覧期間

2016年2月10日（水）から2016年3月11日（金）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
なお、当社事業所では、縦覧期間終了後も2016年3月25日（金）まで、土曜日、日曜日、祝日を除きご覧いただけます。

(3) 縦覧時間

各所とも9時から17時まで

(4) 電子縦覧

2016年2月10日（水）より、当社ホームページにおいて電子縦覧を開始いたします。
掲載URL http://www.hepco.co.jp/shintoku_assess/index.html

2. 意見の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、当社宛に書面にて意見書をお寄せください。

(1) 意見書の記載事項

- 氏名および住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- 意見書の提出の対象である方法書の名称（「新得発電所建設計画 環境影響評価方法書」とご記載ください。）
- 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めてご記載ください。）

なお、2月10日（水）より、当社ホームページ上でも意見受付を行います。
意見受付メールフォーム
https://www1.hepco.co.jp/cgi-bin/inputform.cgi?id=shintoku_assess

(2) 意見書の提出期限

2016年3月25日（金）まで（当日消印有効）

(3) 意見書の提出先・お問い合わせ先

〒060-8677
札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社 総務部立地室火力・水力グループ
TEL：011-251-4392

3. 方法書の内容

(第1章) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(第2章) 対象事業の目的及び内容

(第3章) 対象事業実施区域及びその周囲の概況

(第4章) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4. 方法書説明会

方法書説明会を以下のとおり開催いたします。

(1) 日時

2016年2月24日（水）18時30分～20時00分（予定）

(2) 場所

新得町公民館 中ホール（上川郡新得町四条南四丁目）

(3) お問い合わせ先

〒060-8677
札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社 総務部立地室火力・水力グループ
TEL：011-251-4392

【添付資料】


資料1 新得発電所建設計画の概要 [PDF:49KB]


資料2 新得発電所建設計画 環境影響評価方法書のあらまし [PDF:3093KB]

- 7 -

資料 1

新得発電所建設計画の概要

当社は、低炭素社会の実現に向けた方策の一つとして、水力発電を含めた再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取り組みを進めています。

現在の上岩松発電所（1号）は、1956年に新得町の十勝川水系十勝川の上流域に建設した水路式の発電所で、運転開始から60年が経過しており、老朽化により水車・発電機の更新が必要となっています。

新得発電所建設計画は、老朽化した上岩松発電所（1号）を廃止するとともに、流用可能な既設設備は極力活用した上で、これまで利用していなかった融雪期等の上岩松取水堰からの放流水を有効活用することにより発電電力量を増加する計画であり、環境負荷低減ならびに未利用の再生可能エネルギーの有効活用に資するものです。

本計画により、既設上岩松発電所（1号）に比べ発電電力量は年間約20,000MWh（一般家庭約6,400軒分^{※1}）増加すると想定しており、年間約6,800トンのCO₂排出量削減効果^{※2}を見込んでおります。

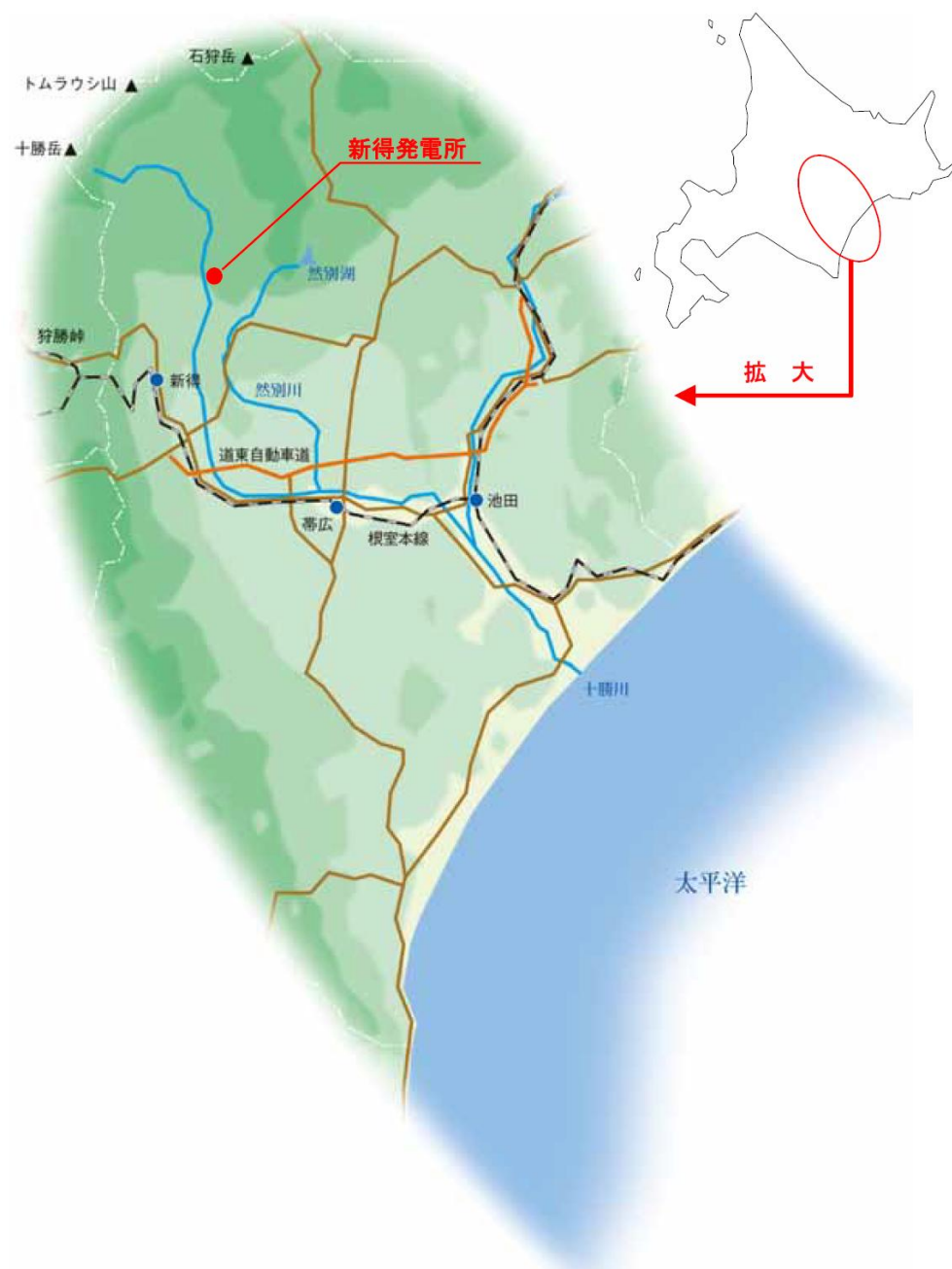
※1 標準世帯の消費電力については、「260kWh/月（従量電灯B、契約電流30A）」としている。

※2 CO₂排出原単位については、当社グループの2010年度実績「0.344 kg-CO₂/kWh」としている。

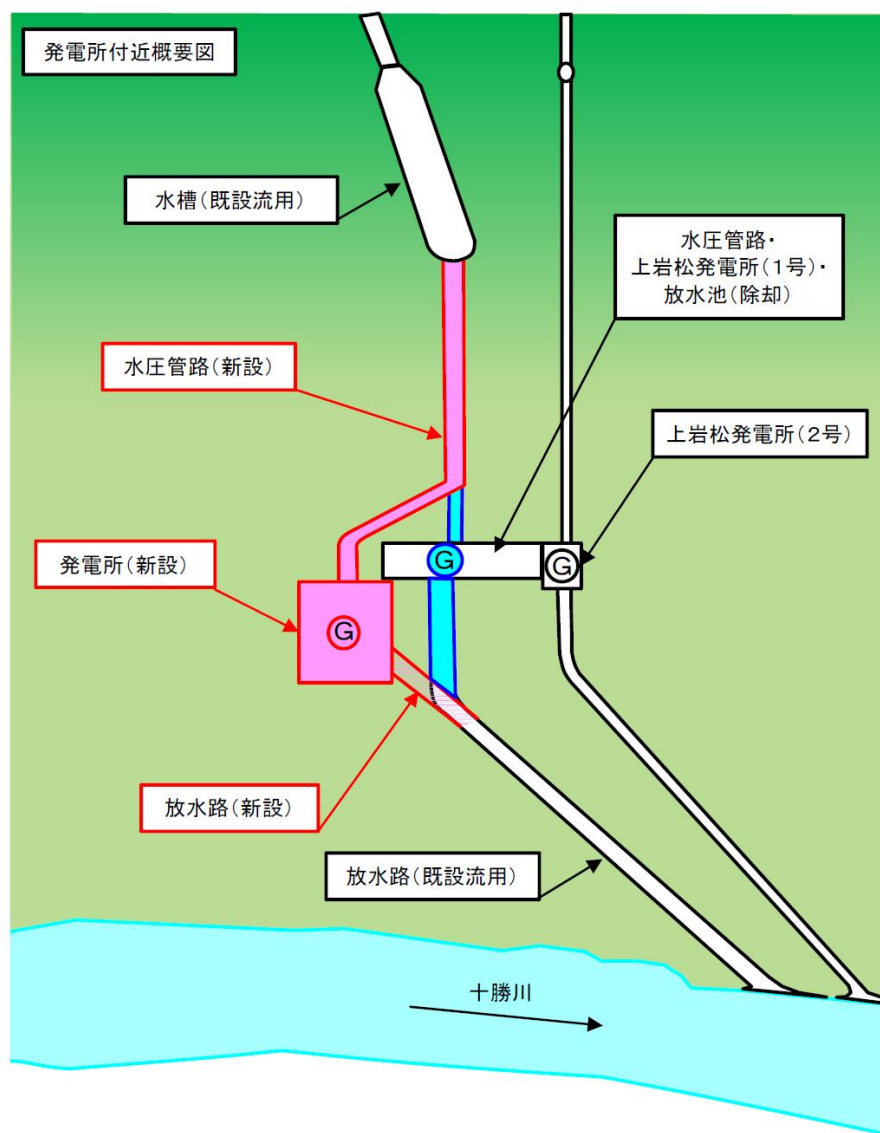
	【既設】上岩松発電所（1号）	【新設】新得発電所
所在地	上川郡新得町	
水系及び河川名	十勝川水系 十勝川	
発電方式	水路式	
最大使用水量	28.60 m ³ /s	31.80 m ³ /s
最大出力	20,000kW	23,100kW
工事着工	—	2018年12月（予定）
営業運転開始	1956年8月 (2020年11月廃止予定)	2021年8月（予定）

以上

<新得発電所位置図>



<新得発電所建設計画計画図>



以上

新得発電所建設計画

環境影響評価方法書のあらまし



平成 28 年 2 月



北海道電力

はじめに

平素より皆さまには、当社の事業活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

当社は、低炭素社会の実現に向けた方策の一つとして、水力発電を含めた再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取り組みを進めています。

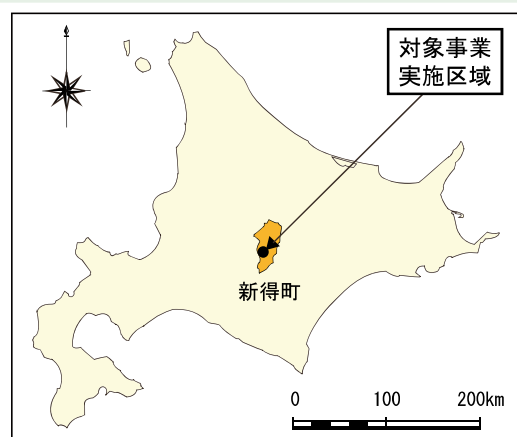
現在の上岩松発電所（１号）は、昭和３１年に十勝川水系十勝川の上流域に建設した水路式の発電所で、運転開始から約６０年が経過しており、老朽化により水車・発電機等の発電設備の更新が必要となっています。

新得発電所建設計画は、上岩松発電所（１号）の老朽化した水車・発電機等の更新に合わせて、最大使用水量を増加させ、最大出力の増加を図るものです。

本計画に際しては、新たに水圧管路・発電所・放水路（一部）を設置しますが、取水堰・取水口・導水路・水槽・放水路の一部は既設設備を流用し、地形の改変範囲を必要最小限とする計画といたしました。

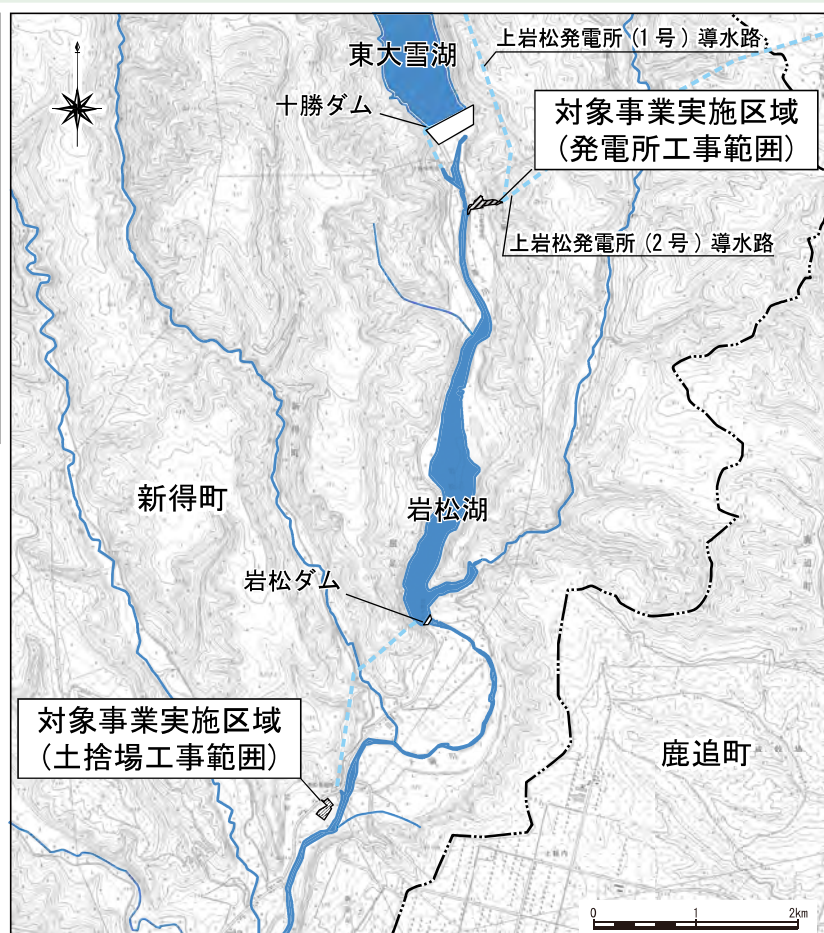
本計画を進めるに当たりまして、環境への影響を調査、予測及び評価するため、「環境影響評価法」及び「電気事業法」に基づき、その調査方法などを記載した「環境影響評価方法書」（以下「方法書」という）を作成いたしました。

本資料は、そのあらまし等をご紹介しますものです。ご一読いただきまして、新得発電所建設計画について、皆さまのご理解を深めていただければ幸いです。



本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の２万５千分の１地形図を複製したものである。（国地情復 第 878 号）

本書に掲載した地図を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



凡 例
■ 河川
■■■■ 水力発電所導水路

事業計画の概要

対象事業の内容

項 目	既設 上岩松発電所（1号）	新得発電所
原動力の種類	水力（水路式）	
最大出力（kW）	20,000	23,100
最大使用水量（m ³ /s）	28.6	31.8
有効落差（m）	83.3	82.3
水系名及び河川名	十勝川水系十勝川	
流域面積（km ² ）	549.0	
運転開始時期	—	平成33年8月（予定）
発電所所在地	北海道上川郡新得町字トムラウシ 278 番地及び 279 番地	

工事工程（予定）

着工後の年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8
	0	6	12	18	24	30	36	42	48
主要工程	着工 ▽				上岩松発電所（1号） 運転停止 ▽		新得発電所 運転開始 ▽		上岩松発電所（1号） 撤去工事完了 ▽
新得発電所 建設工事									
土捨場工事									
上岩松発電所（1号） 発電所撤去工事									

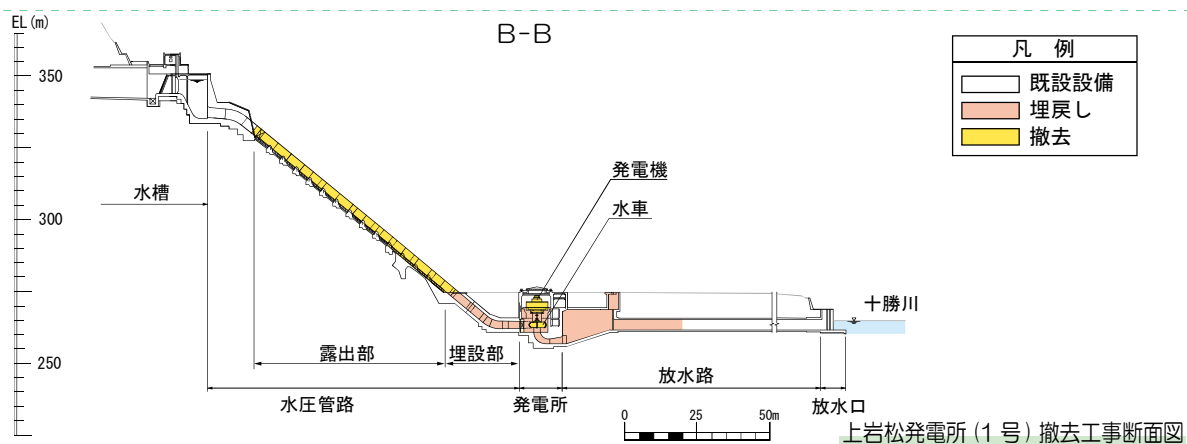
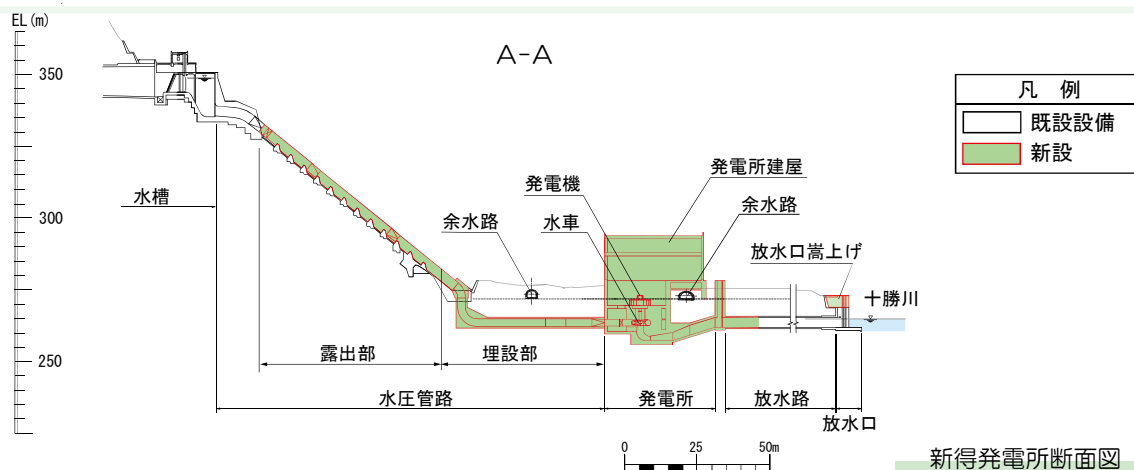
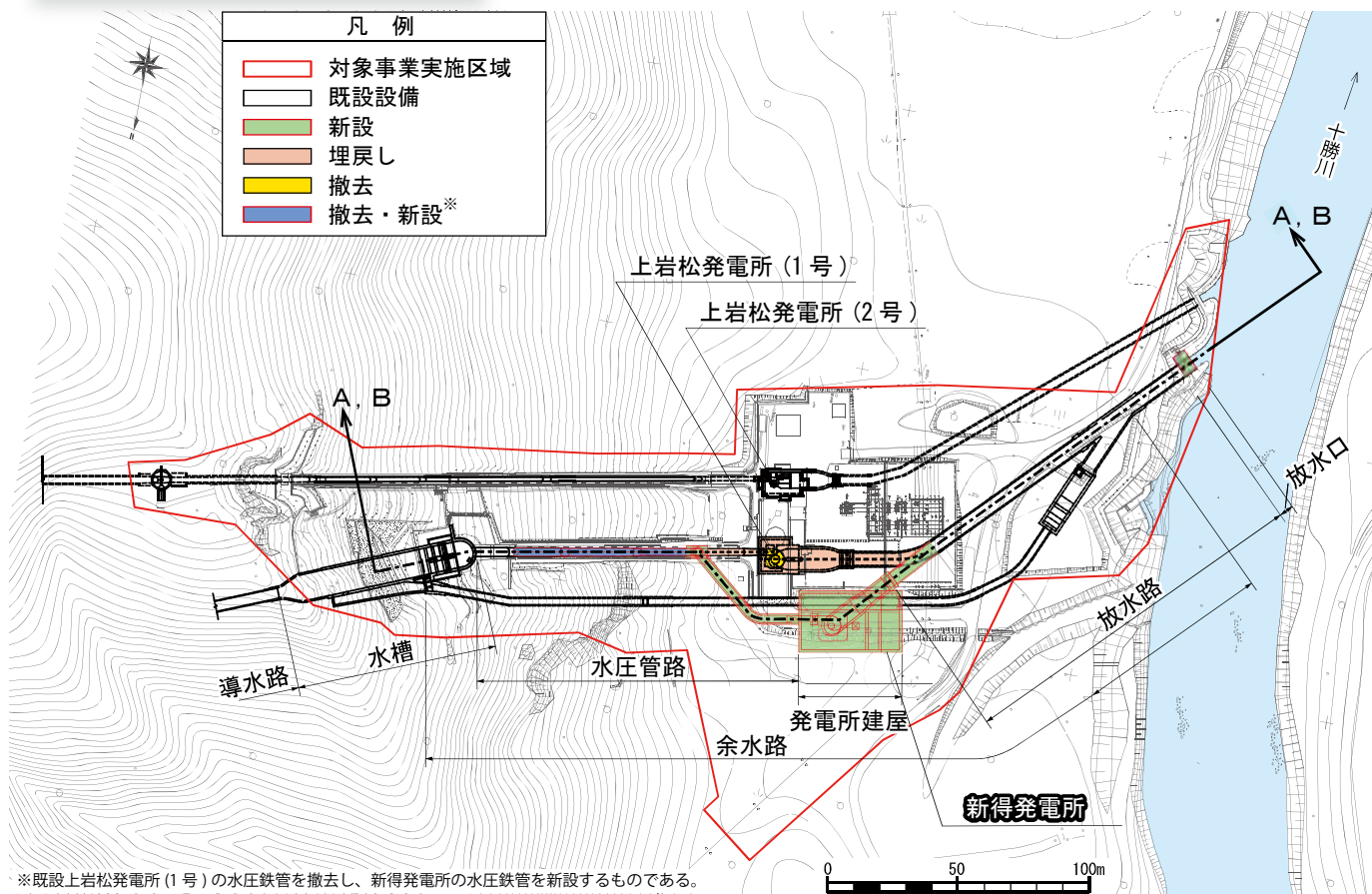
対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況



発電所工事範囲

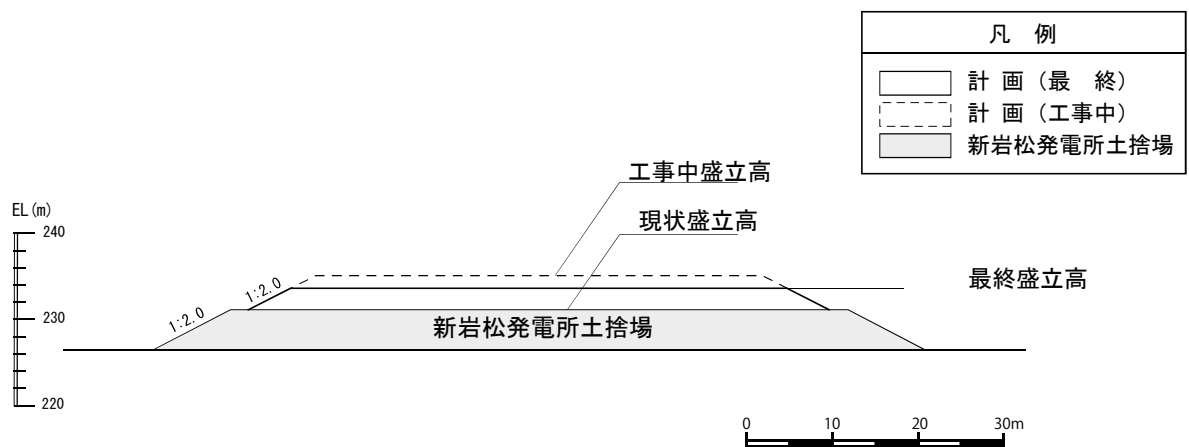
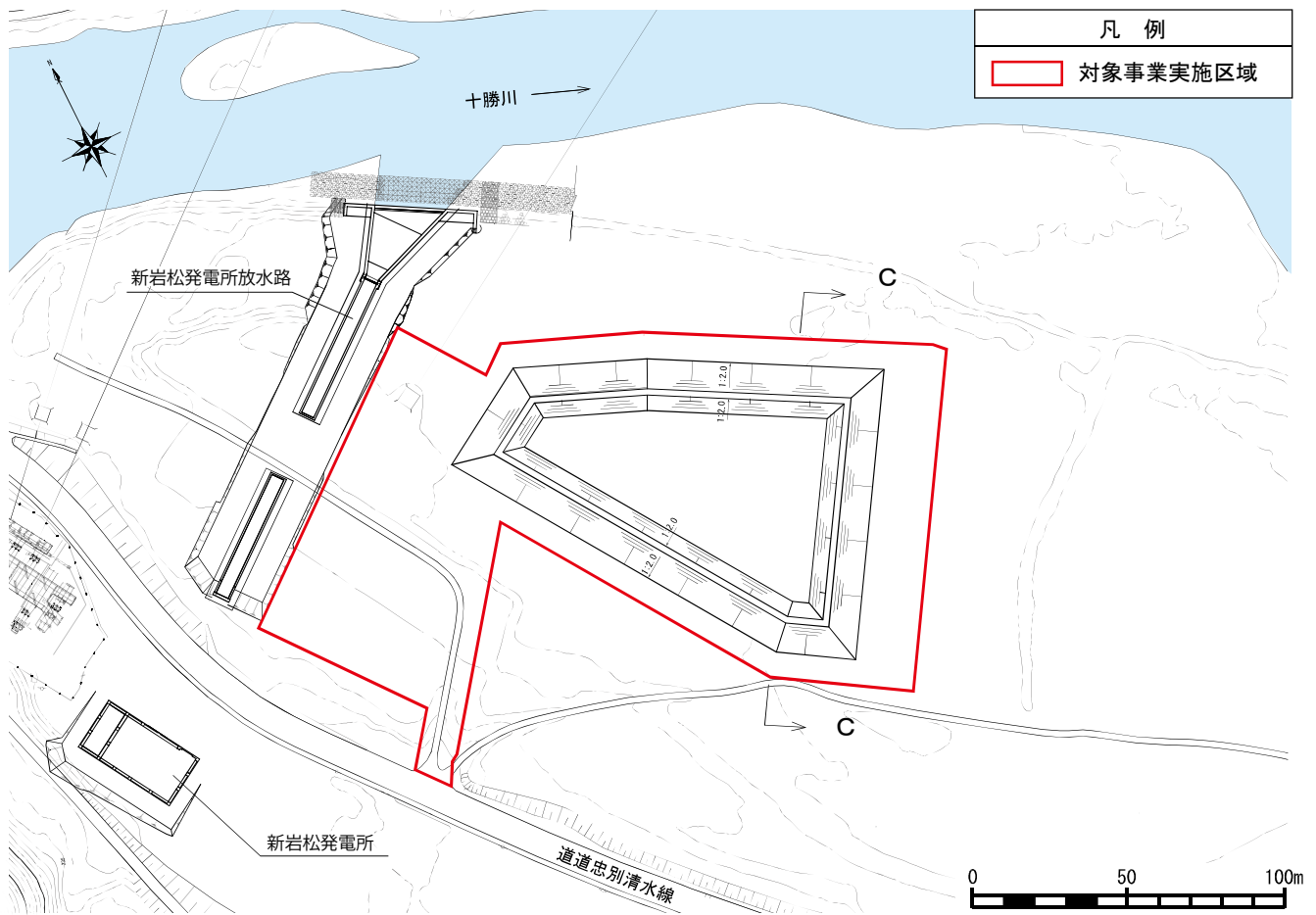
事業計画の概要

発電所配置計画の概要



事業計画の概要

土捨場配置計画の概要



新得発電所建設工事に伴う発生土砂は、既設の当社新岩松発電所土捨場の上部へ盛立てする計画としている。

発生土砂は、図中に示している工事中盛立高まで盛立した後、既設発電所撤去工事において埋戻しの材料として盛立てした土砂を使用するため、図中に示している最終盛立高になる。

C-C
土捨場断面図

環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれがある事業についてその事業の着手前に、環境の現状を調査し、事業の実施による環境への影響を予測及び評価して、その結果に基づき適正な環境配慮について検討を行うものです。

このたび計画いたしました新得発電所は、環境影響評価法の第2種事業に当たるため、同法第4条6項^{*}により、第1種事業と同様の手続きを自主的に行うこととしました。

方法書は、対象事業の概要、対象事業実施区域とその周囲の概況、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について記載したものです。

※環境影響評価法第4条6項は、第2種事業の判定を受けることなくこの法律の規定による環境影響評価の手続きを行うことができるものです。

対象事業実施区域及びその周囲の概況把握

自然的状況

大気環境、水環境、土壌及び地盤、地形及び地質、動植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況について、既存の文献等により整理しました。

社会的状況

人口及び産業、土地利用、河川、湖沼の利用並びに地下水の利用、交通、学校・病院・住宅等の配置、下水道の整備及び廃棄物の状況について、既存の文献等により整理しました。

また、環境保全を目的とした法令等による規制地域、規制基準、施策についても内容を整理しました。

対象事業に係る環境影響評価の項目

環境影響評価を行う項目は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」に基づき、対象事業の特性と対象事業実施区域及びその周辺の地域特性を踏まえ、右表のとおり選定しました。

調査・予測の手法

発電所の建設工事や運転によって影響が予測される環境要素について、文献調査及び現地調査により現況を把握し、どの程度影響があるかを調べ、環境保全に対して配慮すべき事項を検討します。

評価の手法

調査及び予測の結果を踏まえ、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し評価します。

また、国や地方自治体による環境基準や環境保全上の規制基準等の環境保全施策が示されている場合には、それらとの整合が図られているかを検討し評価します。

環境影響評価項目の選定表

環境要素の区分 影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	貯 水 池 の 存 在	河 水 の 取 水
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○					
			粉じん等	○	○				
		騒音	騒音	○	○				
			振動	○	○				
	水環境	水質	水の汚れ						○
			富栄養化						
			水の濁り			○			
			溶存酸素量						
			水素イオン濃度			○			
			水温						
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	植物	重要な種及び注目すべき生息地			○	○		○
	植	物	重要な種及び重要な群落			○	○		○
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○		○
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		産業廃棄物			○			

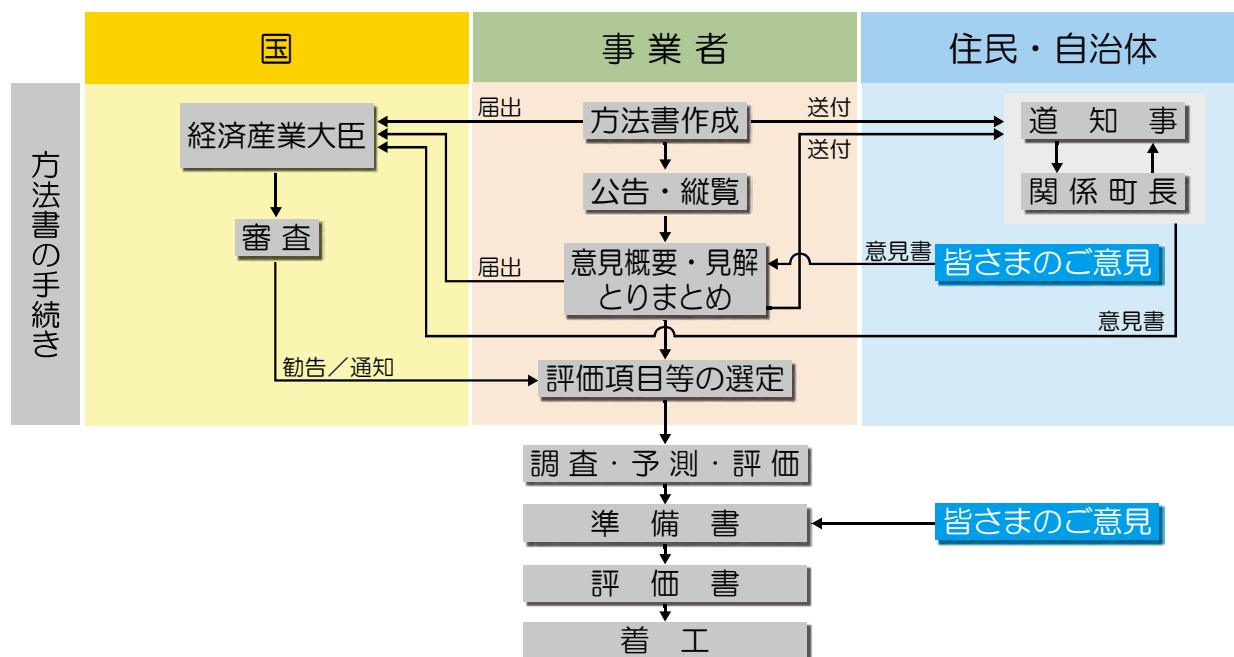
注：１． は、水力発電所一般的な環境影響評価項目（参考項目）を示します。

２．「○」は、環境影響評価の項目として選定したものを示します。

環境影響評価手続きの流れ

法律に基づく環境影響評価の手続きは次のとおりです。

今後、皆さまのご意見をお聞きした上で調査・予測・評価を行いその結果を「準備書」として縦覧し、さらに「評価書」としてとりまとめることとなります。



方法書の縦覧について

場 所		期 間	時 間	備 考
自治体庁舎	新得町役場 町民課	平成28年2月10日（水） ～平成28年3月11日（金）	平日 午前9時00分 ～午後5時00分	土曜日、日曜日、 祝日は除きます。
	新得町役場 屈足支所			
当社事業所	新得営業所 帯広支店	平成28年2月10日（水） ～平成28年3月25日（金）		

縦覧期間中（3月25日まで）は、当社ホームページ（<http://www.hepco.co.jp/>）からもご覧いただけます。

環境影響評価方法書に関するお問い合わせ先

北海道電力株式会社
 総務部 立地室 火力・水力グループ
 〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地
 Tel 011-251-4392 Fax 011-232-1794
 受付：9:00～17:00（土・日曜日、祝日を除く）

表紙の写真

（上） 十勝ダムキャンプ場

（左下） 新得町の木：エゾヤマザクラ

（右下） 新得町の花：エゾムラサキツツジ



当社ウェブサイトに掲載した方法書の内容



[よくあるご質問](#)
[お問い合わせ](#)
[サイトマップ](#)

[文字サイズ 標準 拡大](#)
[モバイルサイト](#)
[ENGLISH](#)

[ホーム](#)
[個人のお客さま](#)
[法人のお客さま](#)
[エネルギー・電力設備](#)
[企業・IR情報](#)

[ホーム](#)
[新得発電所建設計画](#)
[環境影響評価手続きについて](#)

新得発電所建設計画
環境影響評価手続きについて

環境影響評価方法書

新得発電所建設計画 環境影響評価手続きについて

新得発電所建設計画 環境影響評価手続きについて、以下のとおり公開いたします。

- 環境影響評価方法書
- 環境影響評価方法書（要約書）
- 環境影響評価方法書のあらまし [PDF:3,093KB]
- 環境影響評価方法書説明会のご案内 [PDF:170KB]
- 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からのご意見

※ PDFデータは、Internet Explorer以外のブラウザでは正しく表示されない場合があります。

北海道ウェブサイトに掲載されたお知らせ


北海道

[? ホームページの使い方](#)
[🗺️ サイトマップ](#)
[文字を大きくするには](#)

サイト内検索: [検索](#)

[ホーム](#)
[観光](#)
[くらし・医療・福祉](#)
[環境・まちづくり](#)
[教育・文化](#)
[産業・経済](#)
[行政・政策・税](#)

[ホーム](#) > [環境生活部](#) > [環境推進課](#) > [アセス図書縦覧情報](#) [新得発電所建設計画](#)

北海道の分類: [環境・まちづくり](#) > [環境保全・リサイクル](#) > [環境への配慮](#)

[ツイート](#) [G+](#) [0](#)

**アセス図書
縦覧情報**

メニュー

- [縦覧情報一覧](#)
- [大滝\(西\)](#)
- [稚内・豊富\(方\)](#)
- [新得\(方\)](#)
- [トップに戻る](#)

◆新得発電所建設計画 環境影響評価方法書 縦覧情報◆

環境影響評価法に基づき、「新得発電所建設計画 環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会の開催について、事業者から下記のとおり公表されました。

記

- 事業者の名称**
 北海道電力（株）（札幌市中央区大通東1丁目2番地）
- 事業の概要**
 発電所の原動力：水力
 発電所の出力：23,100kW
 対象事業実施区域：上川郡新得町
- 方法書の縦覧**
 - 縦覧場所**
 - ・新得町役場
 - ・新得町役場 屈足支所
 - ・北海道電力（株） 新得営業所
 - ・北海道電力（株） 帯広支店
 - 縦覧期間**
 平成28年2月10日から平成28年3月11日まで
 ※ 北海道電力（株）の事業所では3月25日（金）まで
 - 縦覧時間**
 開庁日の午前9時から午後5時まで
 - 電子縦覧**
 事業者のホームページ（[こちら](#)）をご参照ください。
- 説明会の開催場所・日時**
 - 場所**
 新得町公民館 中ホール（上川郡新得町4条南4丁目）
 - 日時**
 平成28年2月24日（水）午後6:30時から （1時間30分程度）
- その他**
 詳細は、事業者のホームページ（[こちら](#)）をご参照ください。

新得町ウェブサイトに掲載されたお知らせ



新得町
shintoku Town

言語を選択

文字サイズ・背景色の変更

くらし

教育・文化・スポーツ

仕事と産業

町政・行政計画

新得町の紹介

最新の記事

ふるさと思いやり基金への寄付のご案内

カテゴリー別

お知らせ(17)

イベント(2)

月別

2016年2月(7)

2016年1月(3)

2015年12月(1)

2015年11月(1)

2015年7月(1)

2015年6月(2)

2015年5月(1)

2015年4月(1)

2015年3月(6)

トップページ > 町からのお知らせ > 新得発電所建設に係る環境影響評価方法書の縦覧について

新得発電所建設に係る環境影響評価方法書の縦覧について

2016年2月18日(木) お知らせ

新得町役場及び役場庶務支所にて、新得発電所建設に係る環境影響評価方法書を縦覧することができます。

- 縦覧場所
新得町役場、新得町役場庶務支所
- 縦覧期間
平成28年2月10日(水)～3月11日(金) ※土曜日、日曜日、祝日は除く
- 縦覧時間
各所とも9～17時
- 電子縦覧
環境影響評価方法書は北海道電力のホームページでも縦覧になれます。

[北海道電力ホームページ](#)

- 意見の提出方法などは上記の縦覧場所または北海道電力ホームページでご確認ください。

このページの情報に関するお問い合わせ先
町民課 電話番号：0156-64-0528 FAX：0156-64-5118

くらし

- 税金
- 届出・証明
- 医療・年金・保険
- 妊婦・乳幼児・子育て
- 健康と福祉
- 住まい・交通・雪対策
- ゴミとリサイクル
- 上下水道

教育・文化・スポーツ

- 総合教育会議
- 全町教育
- 教育・学校情報
- 町民大学
- 生涯学習ナビすくすく
- 新内ホールコンサート
- 新得町指定名木
- 成人式
- 新得町公民館
- 図書館
- 社会教育関係事業力レンダー
- スポーツ会館
- スポーツ施設
- 新得生まれのニュースポーツ「フロアカーリング」
- 陶芸センター

仕事と産業

- 求人情報
- 就業支援～しんとくでチャレンジ！～
- 農業
- 振動障害特殊健康診断に対する助成
- 入札・契約

町政・行政計画

- まちづくり・計画
- 新得町役場の機構
- 町職員の給与・定員管理等の公表
- 人事行政の運営等の状況
- 財政状況一覧

新得町の紹介

- 町の概要
- 町長あいさつ
- 町勢要覧
- 新得町各種文庫制度ハンドブック
- いらっしやいしんとくロゴマーク
- 新得町110周年記念絵本
- ぽっかぽかトークの回答（町民と町長との懇談会）
- リンク集

新得町役場
〒081-8501 北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地
TEL: 0156-64-5111
Email: kouhou@town.shintoku.hokkaido.jp

お問い合わせ リンク集

© 2015 Town of Shintoku

トップへ戻る

縦覧場所に設置した縦覧者記録用紙

縦 覧 者 記 録 用 紙

※ 記入例に従い、ご記入ください。

縦覧場所：_____

No.	縦 覧 日	性 別	年 齢	住 所	職 業
記入例	平成28年 ○ 月 ○ 日	① 男 2. 女	△△ 歳	1. 新得町 2. 帯広市 3. その他十勝管内市町村 4. その他道内 5. その他道外	会社員
1	平成28年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新得町 2. 帯広市 3. その他十勝管内市町村 4. その他道内 5. その他道外	
2	平成28年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新得町 2. 帯広市 3. その他十勝管内市町村 4. その他道内 5. その他道外	
3	平成28年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新得町 2. 帯広市 3. その他十勝管内市町村 4. その他道内 5. その他道外	
4	平成28年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新得町 2. 帯広市 3. その他十勝管内市町村 4. その他道内 5. その他道外	
5	平成28年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新得町 2. 帯広市 3. その他十勝管内市町村 4. その他道内 5. その他道外	
6	平成28年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新得町 2. 帯広市 3. その他十勝管内市町村 4. その他道内 5. その他道外	
7	平成28年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新得町 2. 帯広市 3. その他十勝管内市町村 4. その他道内 5. その他道外	
8	平成28年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新得町 2. 帯広市 3. その他十勝管内市町村 4. その他道内 5. その他道外	
9	平成28年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新得町 2. 帯広市 3. その他十勝管内市町村 4. その他道内 5. その他道外	
10	平成28年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新得町 2. 帯広市 3. その他十勝管内市町村 4. その他道内 5. その他道外	

縦覧場所に用意した意見書（様式）

(No.)
新得発電所建設計画 環境影響評価方法書に対する意見書
平成 28 年 月 日
(住 所) _____
(氏 名) _____
(連絡先) _____
環境影響評価法第 8 条の規定に基づき、環境保全の見地より、次のとおり意見を提出する。

【 備考 】

1. 意 見 書：住所・氏名は必ず記入してください。（環境影響評価法施行規則第 4 条の規定による）
なお、1 枚目に意見を全て記載できない場合は、複数枚をご使用ください。その際は、意見書右上の（No. ）にページを記入し、2 枚目以降にも住所・氏名を必ず記入願います。
2. 提 出 先：〒060-8677 札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力株式会社 総務部立地室火力・水力グループ
3. 提出期限：平成 28 年 3 月 25 日（金）[当日消印有効]

【 注 】

- ・ご記入いただいた個人情報は、環境影響評価法に基づく手続きだけに使用し、他の目的に使用することとはございません。
- ・当社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入いただいた個人情報は適正に取り扱うこととしております。

意見受付フォーム

[文字サイズ](#) [経緯](#) [拡大](#) ▶ モバイルサイト ▶ ENGLISH

よくあるご質問 お問い合わせ サイトマップ

[検索]

ホーム
 個人のお客さま
 法人のお客さま
 エネルギー・電力設備
 企業・IR情報

[ホーム](#) >
 [新得発電所建設計画 環境影響評価手続きについて](#) >
 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からのご意見

環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からのご意見

環境影響評価法第8条の規定に基づき、「新得発電所建設計画 環境影響評価方法書」に対する環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、以下に必要事項を入力の上、送信ください。

※ お寄せいただいたご意見の内容等について確認をさせていただきます場合がありますので、「電話番号」は必ず入力をお願いいたします。

※ マークは入力必須項目です。

方法書の対象となるページ番号 (半角数字) ※必須項目	 ・ページ下の()内のページ番号を入力してください。 ・複数ページとなる場合は、「1,2,6」のようにページ番号をカンマで区切っていただくか、「5-10」のようにページ範囲を入力してください。
環境の保全の見地からのご意見 (日本語により、意見の理由を含めてご入力ください。) ※必須項目	
会社名・団体名・部署 (漢字) ※法人の場合	 (例) 北海道電力株式会社 総務部
お名前 (漢字) ※法人の場合は、ご担当者様のお名前 ※必須項目	 (例) 北電 太郎
ふりがな (全角かな) ※必須項目	 (例) ほくでん たろう
郵便番号 (半角数字)	住所検索 (例) 060-8677
ご住所 ※必須項目	(例) 札幌市中央区大通東1丁目2
電話番号 (半角数字) ※必須項目	 (例) 011-251-1111

[送信確認画面へ](#)

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は5件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

1. 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
1	方法書 72 頁の「ハ. 動物の注目すべき生息地の概要」で、「動物の注目すべき生息地について既存資料により整理した結果、対象事業実施区域及びその周辺には確認されなかった」と記述しているが、北海道の環境影響評価技術指針では動物の注目すべき生息地について、「動物の集団繁殖地等」とし、集団繁殖地だけでなく、注目すべき生息地の分布状況について調査することを求めている。事業者は方法書 22 頁で「対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）については、主な調査地域を対象事業実施区域の位置する新得町とし」としており、事業者は主な調査地域を新得町としている。したがって新得町に動物の注目すべき生息地がないと主張していることになるが、新得町にはシマフクロウ、ナキウサギ、イトウなどの注目すべき生息地があり、事業者の事実認識は間違っている。	方法書 72 頁の「ハ. 動物の注目すべき生息地の概要」の調査地域は、対象事業実施区域およびその周辺として、方法書 75 頁に示す範囲としており、新得町全域を対象としておりません。また、方法書 63 頁の「動物相の概要」、65 頁の「動物の重要な種」については、対象事業実施区域近傍の既存文献および新得町史、北海道環境データベース(北海道環境生活部)等により整理した結果を踏まえ、シマフクロウ、ナキウサギ、イトウにつきましては、文献の出典先を示し、新得町において確認されていることを記載しました。 なお、ご指摘の方法書 72 頁の「ハ. 動物の注目すべき生息地の概要」において「動物の注目すべき生息地について、既存資料により整理した結果、対象事業実施区域及びその周辺には確認されなかった。」との記載につきましては、再度確認・検討し、修正が必要な場合は準備書において修正・表記します。
2	方法書 73 頁の「植物相の概要」は第 3.1-36 表に高山植物が含まれていることからわかるように新得町全域を対象としている。しかし 74 頁の「植生の概要」は第 3.1-16 図から明らかなように新得町全域を対象としていない。植物相と植生で対象範囲が異なっているが、このように取り扱う理由をきちんと説明しなければならない。	植物相及び植生は方法書 75 頁に示す範囲を調査地域としており、新得町全域を対象としておりません。 なお、植物相、植物の重要な種の選定にあたり、引用した既存文献のうち「北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック 2001」(北海道 平成 13 年)では、希少種の生育地保護のため、新得町において確認されている種が掲載されていることから、生育地が特定できない確認種はそのまま掲載しました。そのため、高山植物についても記載対象としております。
3	方法書 82 頁で「植物の重要な群落について、既存資料により整理した結果、対象事業実施区域及びその周辺には確認されなかった」としているが、主な調査地域である新得町には国の特別天然記念物「大雪山」が所在し、ここには高山植物群落や高層湿原がある。更に十勝川源流部には原生自然環境保全地域に指定された針葉樹林群落がある。これらの重要な群落を無視する理由を説明しなければならない。	方法書 82 頁の「ハ. 植物の重要な群落の概要」の調査地域は、植生と同様に対象事業実施区域及びその周辺として、方法書 75 頁に示す範囲としており、新得町全域を対象としておりません。 そのため、ご指摘の国の特別天然記念物「大雪山」及び、十勝川源流部の原生自然環境保全地域に指定された針葉樹林群落は、調査地域に含んでおりません。
4	方法書 83 頁の「(3)生態系の状況」で十勝川水系の河川生態系の構成要素として複数種を挙げているが、十勝川上流の河川生態系においてシマフクロウやイトウが重要な位置を占めることは周知の事実であることから、これらの種を記述するとともに、第 3.1-17 図食物連鎖模式図も改めなければならない。	方法書 83 頁の「(3)生態系の状況」は、既存文献の北海道環境影響評価条例に基づき実施している「新岩松発電所新設工事環境影響評価書」の現地調査結果等を踏まえ、新得発電所建設計画の対象事業実施区域およびその周辺における河川生態系を含む生態系の状況として代表種を記載しており、これら種を参考に第 3.1-17 図食物連鎖模式図を整理しております。 そのため、今後行う現地調査結果等を踏まえ、再度検討し、修正が必要な場合は準備書の環境影響評価の結果において修正・表記します。
5	2011 年の新岩松発電所新設工事に際しての環境影響評価において事業者である北海道電力はシマフクロウの生息事実を隠して手続きを進めようとし、今回もシマフクロウとイトウの生息事実を隠蔽する方法書が作成された。事実を隠蔽することなく公正な環境影響評価をすることを求める。	北海道環境影響評価条例に基づく新岩松発電所新設工事環境影響評価において、動植物の重要な種の取り扱いについては、希少種の生息地・生育地保護のため、別冊版として取り纏め、関係機関に提出・審査を受けました。 今回作成した新得発電所建設計画の環境影響評価方法書は、上記文献等を引用し取り纏めており、動植物の重要な種の取扱いについては、今後行う現地調査結果等を踏まえ、生息地・生育地保護の観点から検討を加え、適切な環境影響評価を行ってまいります。